

1. 施設配置・人員削減等の検討

水需要 計 280 万 m³/日（企業団：151 万 m³/日 大阪市：129 万 m³/日） *平成 42 年度の一日最大給水量

ダウンサイジング ・全体で 156 万 m³/日をダウンサイジング（現在の施設能力：計 476 万 m³/日）
 <476-280-40（危機管理上の予備能力）=156 万 m³/日>
 ・耐震化されていない経年化施設の中から、各施設の課題（複数系統化等）を踏まえて設定

(万 m ³ /日)	大阪市				企業団				合計	備考
	柴島	豊野	庭窪	小計	庭窪	三島	村野	小計		
現況	118	45	80	243	20	33	180	233	476	
ダウンサイジング案	51 △67	45	48 △32	144 △99	20	33	123 △57	176 △57	320	企：村野縮小 市：柴島上系廃止、庭窪縮小

施設整備の検討

- ①送・配水ネットワークの再構築
- ②不要となる施設の撤去及び用地売却
- ③既存施設の更新（計画見直し）

人員削減の検討

- ①柴島浄水場廃止に伴う削減効果
- ②管理部門統合に伴う削減効果

その他の費用削減

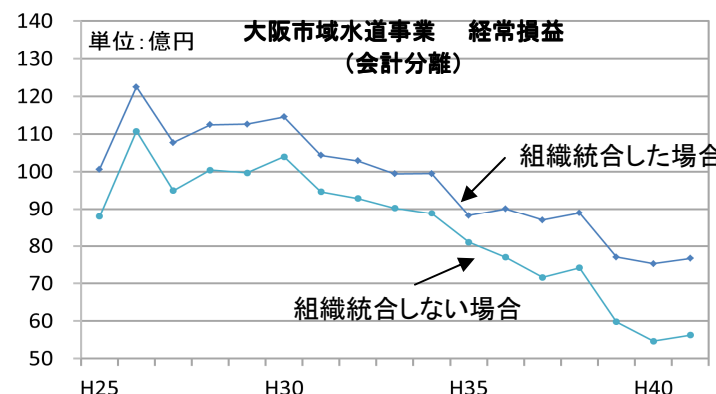
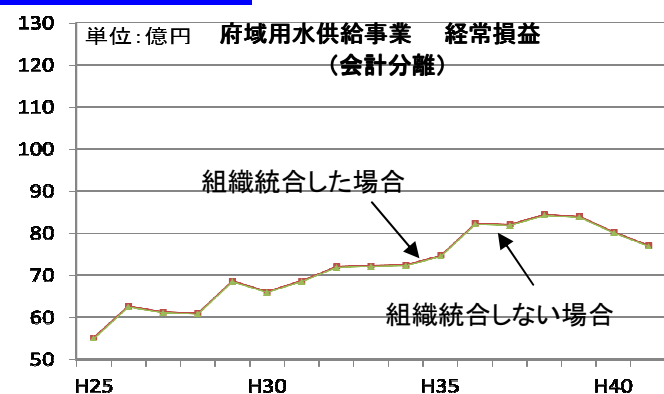
- ・一般会計分担金 等

2. 経営シミュレーション

会計のあり方

- ・「会計分離」「会計統合」の両パターンを検討
 ※会計分離：統合後も現在の事業形態を変えずに各会計を併存
 ※会計統合：用水供給部分を統合
- ・「会計統合」は、大阪市域の値上げリスクや事業の財務悪化が生じるため、現時点では困難。
 ⇒「会計分離」のパターンを採用

シミュレーション結果



3. 統合メリットの整理

定量的なメリット

- 府域用水供給事業は、18 年間で計 4 億円（人件費）のコスト削減。
- 大阪市域水道事業は、18 年間で計 221 億円（一般会計分担金：約 180 億円、人件費：約 40 億円 等）のコスト削減。
 ⇒ 大阪市域水道事業に発現する統合メリットについては、43 市町村で共有する。

定性的なメリット

- ①ダウンサイジングによる効率化
- ②効率的な管理体制の構築
- ③危機管理体制の構築
- ④緊急用資機材等の相互融通
- ⑤庭窪浄水場の一体運用
- ⑥効果的な技術継承の実施
- ⑦受託・技術支援の充実

4. 統合メリットの共有手法

- 統合メリット（221 億円）全額を企業団内で「積立金等」に積み立て、43 市町村で共有する。
- 使途については、企業団と統合する市町村に対して活用する。 ⇒ 別紙 1 参照

5. 資産・職員等

資産の承継等

- 原則として、資産、資本、負債を含めて全て無償で承継
- 土地の利活用について、水道事業で使用しない土地の売却は、企業団が実施する。跡地利用の計画立案のイニシアティブは、大阪市が持つ。

職員の承継

- 統合時の大阪市水道局職員（技能職員を除く）を身分移管又は大阪市から派遣
 ※企業団職員が行っている業務に従事している技能職員は、職種変更の上、受け入れる。

給与・勤務条件

- 給与、手当など各種勤務条件については、基本的に企業団の制度を適用

6. 大阪市水道局のスリム化

- 平成 27 年度までに職員数を 900 人台とする。（平成 24 年度現在：約 1700 人）
- 企業団は技能職員及び外郭団体を持たないため、技能職員は大阪市の市長部局が所管する外郭団体へ移管する。

技能職員が従事する業務の委託手法

- ・技能職員の非公務員化のための経過措置として、自治法上の事務委託の制度を活用し、企業団が大阪市に対して事務委託を行う。（期間は 10 年を限度）

（※委託事務の権限が大阪に移るため、「市で一定独立して行える業務範囲の検討」「企業団と大阪市の業務連携体制の検討」が必要。）

7. 大阪市水道局の有収率の向上

- 目標：概ね 10 年から 15 年程度で収率 94%とする。（平成 23 年度現在：約 87.9%）
- 対策：管路整備の継続的な推進や漏水調査の拡大等を実施する。

8. 大阪市工業用水道事業について

- 企業団に統合し、一体的に事業運営する。（当面、会計は分離）

経営健全化策の実施

- ・浄水処理機能の一元化により発生する未利用地（城東浄水場一部用地）を売却することで累積赤字を解消
- ・将来の単年度赤字を解消するために平成 37 年度に料金改定（※）を実施
 （※現段階の想定であり、さらなる経費削減や需要拡大策等を行った上で実施する。）

9. 重要事項の意思決定に関する市町村の意見反映の仕組み

- 企業団の「首長会議」において、末端給水事業の重要事項（会計統合、料金改定等）を審議する際は、当該市町村長の賛成を必要とする。当該市町村長が反対した場合であっても、再議により 3 分の 2 の賛成が得られた場合は承認する。

10. 企業団議会

調整中

- 現行の定数（30 名）から増加し、適正な議会規模となるよう調整
 > 企業団議会、市議会議長会、町村議長会において協議・調整いただく。

11. 今後のスケジュール

※ 企業団規約変更案等は別紙 2・別紙 3 を参照

